



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

*14 和歌山県税規則の一部を改正する規則 (税務課)..... 1

規 則

和歌山県規則第14号

和歌山県税規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月31日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県税規則の一部を改正する規則

和歌山県税規則 (昭和25年和歌山県規則第56号) の一部を次のように改正する。

別記第11号様式 (その1) から (その4) までを次のように改める。

別記第11号様式 (その6) を次のように改める。

別記第11号様式 (第14条関係)

(その6)

年 月 日

(住所)

(氏名又は名称)

様

県税事務所長



鉾 区 税 納 税 通 知 書

下記のとおり納付してください。

鉾 区 税			年 度	年 度
			納税番号	
課税標準額	(百アール)	税率	税 額	円
納付場所	和歌山県指定金融機関等 (下記の「県税を納付する場所等」を参照してください。)		納 期 限	年 月 日
<p>1. 課税の根拠 本税は、地方税法(昭和25年法律第226号)第178条及び和歌山県条例(昭和25年和歌山県条例第37号)第74条の規定により賦課します。</p> <p>2. 延滞金の納付について 納期限までに税金が完納されないときは、地方税法の定めるところにより、次のとおり算出した延滞金額を納めてください(延滞金用の納付書は後日送付します。なお、納付方法によっては、延滞金額を加算して納付することができる場合があります。)。 延滞金額は、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、税額(1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。)に年14.6%(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3%)の割合(注)を乗じて計算した金額(計算した金額の100円未満の端数は切り捨て、計算した金額が1,000円未満であるときは、不要です。)となります。この場合における年当たりの割合は、閏年を含む期間についても、365日当たりの割合です。 (注)当該年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1%の割合を加算した割合(以下「延滞金特例基準割合」という。)が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6%の割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合と、年7.3%の割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合)となります。</p> <p>3. 賦課に不服がある場合 この処分について不服があるときは、この通知書の送達を受けた日の翌日から起算して3か月以内に知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく所轄の県税事務所長を経由して提出してください。この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に県を被告として(知事が被告の代表者となります。)提起することができることとされています。 なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。</p>			<p>◎県税を納付する場所等</p> <p>○次の金融機関等</p> <ul style="list-style-type: none"> ●紀陽、池田泉州、関西みらい、三十三、南都、百五、みずほ、三井住友、三菱UFJ、りそなの各銀行 ●きのくに信用金庫、新宮信用金庫 ●近畿産業信用組合、近畿労働金庫、なぎさ信用漁業協同組合連合会(和歌山県内の店舗に限る。)、ミレ信用組合、和歌山県医師信用組合、和歌山県信用農業協同組合連合会(各農業協同組合) ●ゆうちょ銀行、郵便局 ●eL-QR対応の金融機関等 <p>※ Pay-easy対応のATMやインターネットバンキング等からも納付することができます。詳しくは和歌山県税務課のホームページを御参照ください。(https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/010500/)</p> <p>※ 金融機関等の名称が変更となっている場合もごさいますので御確認ください。</p> <p>※ eL-QRが利用可能な金融機関は、eL-TAXホームページを御確認ください。(https://www.eltax.lta.go.jp/kyoutsuunouzei/kinuyukan/)</p> <p>○納付書にバーコードの記載があるものは、下記コンビニエンスストア等で原則現金で納付することができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●セイコーマート、セブン-イレブン、デイリーヤマザキ、ニューヤマザキデイリーストア、ファミリーマート、ポプラグループ、ミニストップ、ローソン、MMK設置店 <p>○eL-QRを活用して納付できるスマートフォン決済アプリ等は地方税お支払サイト(https://www.payme nt.eltax.lta.go.jp/)で御確認ください(利用限度額は各アプリ事業者に御確認ください。)</p> <p>※ 地方税お支払サイトを利用したクレジットカードによる納付等も可能です(eL-QRの読取り又はeL番号の入力が必要です。)</p> <p>○和歌山県各県税事務所、伊都・日高・東牟婁の各振興局総務県民課</p> <p>御不明な場合は、お近くの県税事務所までお問合せください。</p>	

別記第30号様式を次のように改める。

別記第30号様式 (第14条関係)

(その1)

自動車税 (種別割) 納税証明書

(継続検査・構造等変更検査用)

証明書番号 第 号

納税済年度			
自動車登録番号		車台番号	
有効期限			
備考			
車 検 用	上記を証明する。		
	年 月 日		
	県税事務所長 印		

備考 この証明書は、継続検査・構造等変更検査用として発行 (再発行) する場合に使用するものとする。

(その2)

自動車税 (種別割) 納税証明書
(継続検査・構造等変更検査用)

自動車登録番号
車台番号 (下4桁)
納税済年度
有効期限
<p>上記自動車に係る自動車税 (種別割) に滞納がないことを証明します。</p> <p style="text-align: right;">県税事務所長 印</p>
<p>この証明書は車検を受けるときに必要となる場合がありますので、大切に保管してください。</p>

備考 この証明書は、身体障害者等に対する自動車税の種別割の減免を受けた場合に使用するものとする。

(その3)

自動車税 (種別割) 納税証明書
(継続検査・構造等変更検査用)

自動車登録番号

上記、自動車に係る自動車税 (種別割) は、滞納がないことを証明します。

車 台 番 号	
納 税 済 年 度	

本証明書の有効期限

県税事務所長 印

車検用

次のものは無効です。

1. 領収日付印のないもの
2. 自動車登録番号に*印があるもの
3. 訂正されたもの
4. 右の領収年月日が、 年 月 日を過ぎたもの

領 収 日 付 印	
-----------------------	--

納税者保管

備考 この証明書は、納税通知書により納付を受けた場合に使用するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(従前の様式による用紙)

2 この規則による改正前の規則に定める様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。